

通所介護重要事項説明書

(認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護)

当事業所がご利用者に対し、通所介護サービスを提供させていただくにあたり、当事業所の概要、サービスの内容、利用料金など重要事項及び特にご留意いただきたい事項などにつきまして、次のとおり説明させていただきます。

1 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	デイサービスセンター かめさん (定員：12名)
所 在 地	京都市北区大宮南田尻町59番地
電 話 番 号	075-493-4407
事 業 所 番 号	2690100322
地 域 区 分	5級地
通常事業の実施範囲	別添地図太枠内の範囲とする

(2) 事業者の概要

名称・法人種別	医療法人 社団 都会
代表者役職・氏名	理事長 渡辺 康介
所 在 地	京都市北区大宮南田尻町59番地
電 話 番 号	075-493-4407

(3) 営業日・営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日(日曜日・12月31日から1月3日は休業日)
営 業 時 間	午前8時30分 ~ 午後6時00分
サービス提供時間	午前9時00分 ~ 午後5時30分

(4) 職員の体制

管理者	常勤1名 (生活相談員兼務)
生活相談員	常勤3名 (介護職員兼務)
看護職員	非常勤2名 (機能訓練指導員兼務)
機能訓練指導員	非常勤2名 (看護職員兼務)
介護職員	常勤4名・非常勤1名 (うち2名は生活相談員兼務)
事務員	非常勤1名 (通所介護兼務)

2 提供するサービス内容

① 介護	入浴・食事・排泄・送迎などにもなう介護を行います。
② 食事	栄養・カロリー・調理方法などを配慮し、ご高齢の方に食べやすい食事を提供します。食事後は口腔ケアを行います。
③ 入浴	ご希望により入浴（一般介助入浴）をすることができます。
④ 送迎	当事業所からご自宅まで専用車で送迎します。
⑤ 生活相談	ご利用者及びその家族からのご相談に適切に応じるとともに必要な助言を行います。
⑥ 機能訓練	体操・ストレッチ・歩行訓練・音楽活動・レク活動などにより日常動作訓練を行います。

3 サービス利用料金の構成

- (1) 基本額は、ご利用者の要介護度に応じて介護保険法で定められた金額です。
- (2) 加算額は、入浴、機能訓練指導などお受けになりましたサービスの内容ごとに同法で定められた金額です。
- (3) 自費負担額は、食事代定額850円を当センターご利用の都度、徴収させていただきます。

4 サービス利用料金

1 割負担

【サービス提供時間 7 時間以上 8 時間未満】

	認定区分	基本額 (A)	加算区分	加算額 (B)	自費負担額(C)
予 防 給 付	要支援 1	908円	個別機能訓練加算 サービス提供体制強化加算Ⅲ 若年性認知症利用者受入加算 入浴介助加算 1 科学的介護推進体制加算 送迎減算 (片道) 生活機能向上連携加算 同上 機能訓練実施者 介護職員処遇改善加算Ⅱ	29円	昼食・おやつ代 850円
	要支援 2	1014円		7円 64円 42円	
介 護 給 付	要介護 1	1049円		42円	
	要介護 2	1163円		42円 -50円	
	要介護 3	1277円		209円	
	要介護 4	1392円		105円	
	要介護 5	1506円		利用者負担合計額 ×17.4%	

【サービス提供時間 8 時間以上 9 時間未満】

	認定区分	基本額 (A)	加算区分	加算額 (B)	自費負担額(C)
予 防 給 付	要支援 1	937円	個別機能訓練加算 サービス提供体制強化加算Ⅲ 若年性認知症利用者受入加算 入浴介助加算 1 科学的介護推進体制加算 送迎減算 (片道) 生活機能向上連携加算 同上 機能訓練実施者 介護職員処遇改善加算Ⅱ	29円	昼食・おやつ代 850円
	要支援 2	1046円		7円 64円 42円	
介 護 給 付	要介護 1	1083円		42円	
	要介護 2	1200円		42円 -50円	
	要介護 3	1317円		209円	
	要介護 4	1437円		105円	
	要介護 5	1553円		利用者負担合計額 ×17.4% 同上	

【サービス提供時間7時間以上8時間未満】

	認定区分	基本額 (A)	加算区分	加算額 (B)	自費負担額(C)
予防給付	要支援1	1816円	個別機能訓練加算 サービス提供体制強化加算Ⅲ 若年性認知症利用者受入加算 入浴介助加算Ⅰ 科学的介護推進体制加算 送迎減算 生活機能向上連携加算 同上 機能訓練実施者 介護職員処遇改善加算Ⅱ	56円 14円 126円 84円 84円 -99円 418円 210円 利用者負担合計額 ×17.4%	昼食・おやつ代 850円
	要支援2	2028円			
介護給付	要介護1	2098円			
	要介護2	2326円			
	要介護3	2554円			
	要介護4	2784円			
	要介護5	3012円			

【サービス提供時間8時間以上9時間未満】

	認定区分	基本額 (A)	加算区分	加算額 (B)	自費負担額(C)
予防給付	要支援1	1874円	個別機能訓練加算 サービス提供体制強化加算Ⅲ 若年性認知症利用者受入加算 入浴介助加算Ⅰ 科学的介護推進体制加算 送迎減算 生活機能向上連携加算 同上 機能訓練実施者 介護職員処遇改善加算Ⅱ	56円 14円 126円 84円 84円 -99円 418円 210円 利用者負担合計額 ×17.4%	昼食・おやつ代 850円
	要支援2	2092円			
介護給付	要介護1	2166円			
	要介護2	2400円			
	要介護3	2634円			
	要介護4	2874円			
	要介護5	3106円			

【サービス提供時間7時間以上8時間未満】

	認定区分	基本額 (A)	加算区分	加算額 (B)	自費負担額(C)	
予防 給付	要支援1	2724円	個別機能訓練加算 サービス提供体制強化加算Ⅲ 若年性認知症利用者受入加算 入浴介助加算1 科学的介護推進体制加算 送迎減算 生活機能向上連携加算 同上 機能訓練実施者 介護職員処遇改善加算Ⅱ	87円	昼食・おやつ代 850円	
	要支援2	3042円		21円		
介護 給付	要介護1	3147円		192円		
	要介護2	3489円		126円		
	要介護3	3831円		126円		
	要介護4	4176円		-148円		
	要介護5	4518円		627円		
				327円		利用者負担合計額 ×17.4%

【サービス提供時間8時間以上9時間未満】

	認定区分	基本額 (A)	加算区分	加算額 (B)	自費負担額(C)	
予防 給付	要支援1	2811円	個別機能訓練加算 サービス提供体制強化加算Ⅲ 若年性認知症利用者受入加算 入浴介助加算Ⅰ 科学的介護推進体制加算 送迎減算 生活機能向上連携加算 同上 機能訓練実施者 介護職員処遇改善加算Ⅱ	87円	昼食・おやつ代 850円	
	要支援2	3138円		21円		
介護 給付	要介護1	3249円		192円		
	要介護2	3600円		126円		
	要介護3	3951円		126円		
	要介護4	4311円		-148円		
	要介護5	4659円		627円		
				315円		利用者負担合計額 ×17.4%

- (1) 表示の額は介護保険適用の1割負担額及び2割負担額です。(端数計算の調整により、円単位で誤差が生じる場合があります。)
- (2) 1回のご利用料金は、基本額・加算額(サービスを受けた項目)・自費負担額を合計した額となります。
- (3) ご利用者が要介護認定を受けていない場合又は居宅サービス計画が作成されていない場合などで公的介護保険の適用が決定していないときは、介護報酬告示額をお支払いして

いただきます。(要介護認定又は居宅サービス計画作成後、公的介護保険の適用を受けた場合には、一旦お支払いされたサービス利用料金のうち、自己負担分を除く公的介護保険適用分の金額は償還されます。)

5 利用料金の支払方法

- (1) サービスの利用料金は、1か月ごとに計算し請求します。ただし、1か月に満たない期間のサービス料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。
- (2) サービス利用料金は、請求させていただきました月の25日までに、現金でお支払いいただくか、または「口座自動振替」の中からお契約の際に選んでいただきます。

6 利用日の取消・変更及びサービス提供の中止

- (1) ご利用者の体調の急変などやむを得ない事情が生じたときは、速やかに事業所に連絡し、利用日を取り消すことができます。
- (2) ご利用者が風邪などにより体調を悪くされている場合は、ご利用をお断りする場合があります。
- (3) ご利用中に体調の変化が生じた場合は、ご家族に連絡のうえ、サービスを中止する場合があります。また、ご利用者の病状に応じて、かかりつけ医師又は医療機関に連絡をとり必要な措置を講じます。
- (4) ご利用当日の健康チェックの結果、体調が悪いと認められる場合は、入浴、機能訓練などのサービスの一部を変更又は中止する場合があります。状況に応じて、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。
- (5) 前号によりサービスを中止した場合は、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、希望日にご利用者の予約数が定員に達している場合は、ご利用できません。

7 緊急時及び事故発生時における対応

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急連絡先(ご家族等)、居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村等に連絡を行います。

また、事業者の責任において事故が発生したときはその損害を賠償します。

8 苦情・相談などの受付

介護保険やサービスの内容等で、困ったことや相談したいこと、苦情があるときは、ご遠慮なくデイサービスセンターかめさんのスタッフにお申し出下さい。

< 苦情・相談受け及び担当者 >

- ◇ デイサービスセンターつるさん・かめさん

TEL 075-493-4407

FAX 075-493-2173

- ◇ 担当者 (センター長) 櫻井 祐司
(生活相談員) 鳥井田 豊
(生活相談員) 蓮尾 ゆかり

※ 上記担当以外のスタッフにもお気軽にご相談下さい。

※ 1階南側玄関にご意見箱(ポスト)も設置しております。ぜひ、ご利用下さい。

- ◇ 受付時間：月～土曜日(日曜日・12月31日～1月3日は除きます。)
8時30分から18時00分まで

< その他の苦情・相談窓口 >

- ◇ 担当の居宅介護支援事業所

担当ケアマネージャーまで、お気軽にご相談下さい。

- ◇ お住まいの区役所

京都市北区役所保健福祉センター 健康長寿推進課
電話番号 432-1364

京都市左京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課
電話番号 702-1069

京都市上京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課
電話番号 441-5106

- ◇ 京都府国民健康保険団体連合会

住 所 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地
COCON烏丸内
電話番号 354-9090 (介護相談係)

- ◇ 京都府介護保険審査会

住 所 京都市上京区下立売新町西入藪之内町1番地
電話番号 414-4674

9 サービスの利用に当たっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (3) 決められた場所以外での喫煙はご遠慮下さい。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- (5) 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

10 金銭の管理について

金銭、貴重品の管理は可能な範囲において自ら管理をしていただきます。
ただし、当所への大金、多様な貴重品等の持ち込みに関しましては、差し控えていただきますよう、お願いいたします。金銭の紛失等のトラブルにつきましては、当センターでは責任を負いかねますのでご了承下さい。

11 ハラスメント行為について

ハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。

(1) パワーハラスメント

怒鳴る、叩く、蹴るなどの身体的攻撃、人格を否定するような発言をする精神的攻撃

(2) セクシャルハラスメント

性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問、言動。身体への接触、わいせつな行為など

(3) カスタマーハラスメント

- ・職員に対して行う恫喝、恐喝、土下座の要求、金銭の要求、謝罪文の要求、大きな声を上げる、物を叩く、投げつける、呼び出す、居座る、誹謗中傷などの迷惑行為の禁止。
- ・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載する行為の禁止。
(個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意が必要)

12 介護・福祉サービス第三者評価実施について

受診日時 令和 元年 10月 25日

評価機関 特定非営利法人 あい・ライフサポートシステムズ

評価結果については京都介護・福祉サービス第三者評価機構ホームページからご覧頂けます。

13 個人情報（ご利用者情報）の取り扱いについて

知り得た個人情報に関して、当センターでは「個人情報の保護に関する法律」及び「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に基づき適切に対応します。またその利用目的は以下の通りです。

- (1) サービスの提供及びその請求業務
- (2) サービスの質の向上
- (3) 医療機関、居宅介護支援事業所及び関係サービス事業所との連携
- (4) 損害賠償保険会社等への相談又は届出
- (5) 外部監査機関への情報提供
- (6) 実習学生への協力

※サービス提供記録等の情報の保管期間は5年間です。またその記録等のご利用者及び代理人の求めに応じて開示する義務がありますので、ご希望の際は事業所管理者までお申し出下さい。

1.4 虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.5 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画に基づいて対応します

1.6 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。1. 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合 2. 非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合 3. 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

令和 年 月 日

通所介護のご利用にあたり、この重要事項説明書により重要な事項を説明し交付しました。

事業者 所在地 京都市北区大宮南田尻町59番地

名称 医療法人 社団都会

デイサービスセンター かめさん

説明者 職名 センター長

氏名 櫻井 祐司

私は、この重要事項説明書により、当事業所の通所介護についての重要な事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所

氏名

(代筆者) 住所

氏名

続柄 ()